

6号(第4条関係)

開示決定等期限特例通知書

武市教文生第54号 平成25年8月5日

様

武雄市教育委員長 諸石 洋之助

平成25年4月24日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

公文書の件名	武雄市図書館のコンピュータシステム及び通信設備を除く電気 設備に関する一切の資料
条例第10条の規定に よる決定期間	平成25年 4月30日から(市受付日) 平成25年 5月30日まで
開示請求に係る公文 書のうちの相当の部 分につき開示決定等 をする期間	平成25年 月 日から 平成25年 月 日まで
上記の期間内に開示 決定等をする部分	
残りの公文書につい て開示決定等をする 期限	平成25年 8月 31日
本条を適用する理由	開示請求に係る公文書が他の開示請求も併せ大量であり、また 関係機関との調整も必要であるため
所 管 課	教育部 文化・学習課 生涯学習係 電話番号(直通)0954-23-5168